

# 介五郎

## 総合支援版

制度マニュアル

Ver. 6.0.0.0

平成 30 年度改正対応版  
(暫定版)



株式会社インフォ・テック



## 目次

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1. はじめに               | P. 2  |
| 2. 平成 30 年度障害福祉サービス改正 | P. 4  |
| 2-1. 新しいサービス種類        | P. 4  |
| 2-1-1. 居宅訪問型児童発達支援    | P. 4  |
| 2-1-2. 共生型サービス        | P. 6  |
| 2-2. 各サービスの改正内容       | P. 7  |
| 2-2-1. 共通事項           | P. 7  |
| 2-2-2. 計画相談支援・障害児相談支援 | P. 12 |
| 2-2-3. 訪問系サービス        | P. 20 |
| 2-2-4. 通所系サービス        | P. 26 |

# 1.はじめに

本マニュアルでは、平成30年度の障害福祉サービスの報酬改定の概要をまとめております。共通項目および各サービス別に分類しておりますので、目次よりたどって、関連のある項目をおよみください。

平成30年度の改正では、障害の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要があります。加えて利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方でサービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など制度の持続可能性の確保の観点を踏まえた上で、メリハリのある報酬体系への転換が求められる。このような状況の中、改定率は全体で+0.47%とし、各サービスの終始状況を踏まえつつ、メリハリをつけて対応することとされた。改定の主な事項は以下となります。

## (1) 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等

- 障害者の重度化・高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、在宅生活を支援するサービスの充実を図る。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームの整備等を進める。

## (2) 障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上(医療的ケア児への対応等)

- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児がその家族の状況やニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、サービス提供体制を確保する。
- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、サービスの質を確保し、適切な評価に基づく報酬体系とする。

## (3) 精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化する。
- 具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を図るとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

**(4) 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し**

○障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、一般就労移行後の定着実績や工賃実績、労働時間に応じたメリハリのある報酬体系を構築し、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行・定着を更に促進する。6

**(5) 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し**

○障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加している一方で、一部の事業所においてサービスの質の低下が見られることが課題となっていることや、制度の持続可能性を確保するため、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、サービスの質を評価した報酬体系とする。

## 2. 平成 30 年度障害福祉サービス改正

### 2-1.新しいサービス種類

平成 30 年度の改正で、障害福祉サービスに新しいサービス種類が追加されることとなりました。ここでは追加されたサービス種類のうち居宅訪問型児童発達支援と共生型サービスの内容について説明します。

#### 2-1-1. 居宅訪問型児童発達支援

##### <基本的考え方>

居宅訪問型児童発達支援については、訪問先において発達支援を提供するものであることから、1 回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する仕組みとする。その上で、特に支援が必要となる場合等については、実績や体制に応じて報酬を算定する仕組みとする。

##### <サービスの対象者>

重症心身障害等の重度の障害により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合など、障害児本人の状態を理由として外出ができない場合をサービスの対象者とする。

##### <職員配置>

以下の職員を配置する。

- 一、訪問支援員事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- 二、児童発達支援管理責任者 1 以上

※ 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者とする。

##### <基本報酬・加算>

###### (1) 基本報酬の設定

基本報酬は1 回当たりの支援に係る費用を報酬上算定する。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 居宅訪問型児童発達支援給付費         |        |
| 居宅訪問型児童発達支援給付費（1 日につき） | 988 単位 |

(2) 訪問支援員特別加算の創設

障害児の支援経験がある作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行う場合に評価する。

| 訪問支援員特別加算【新設】   |          |
|---|----------|
| 訪問支援員特別加算   | 679 単位/回 |
| (加算対象者)   |          |
| ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員であって、障害児支援の経験が5年以上 |          |
| ②障害児支援の経験が10年以上   |          |

(3) 中山間地域等に居住する利用者の居宅を訪問した場合の評価

中山間地域等に居住する利用者の居宅訪問については、移動コストを勘案することとし、特別地域加算を創設する。

| 特別地域加算【新設】 |         |
|------------|---------|
| 特別地域加算     | +15/100 |

(4) 通所施設移行支援加算の創設

居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助や連絡調整を評価する加算を創設する。

| 通所施設移行支援加算【新設】 |                   |
|----------------|-------------------|
| 通所施設移行支援加算     | 500 単位/回 (1 回を限度) |

(5) 利用者負担上限額管理加算の創設

利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を創設する。

| 利用者負担上限額管理加算【新設】 |                     |
|------------------|---------------------|
| 利用者負担上限額管理加算     | 150 単位/回 (月 1 回を限度) |

(6) 福祉・介護職員処遇改善加算等の創設

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を創設する。

| 福祉・介護職員処遇改善加算【新設】   |  | 福祉・介護職員処遇改善特別加算【新設】 |                |
|---------------------|--|---------------------|----------------|
| 福祉・介護職員処遇改善加算 (I)   |  | +                   | 所定単位数×7.9%     |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 (II)  |  | +                   | 所定単位数×5.8%     |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) |  | +                   | 所定単位数×3.2%     |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 (IV)  |  | +                   | 所定単位数×3.2%×0.9 |
| 福祉・介護職員処遇改善加算 (V)   |  | +                   | 所定単位数×3.2%×0.8 |
| 福祉・介護職員処遇改善特別加算     |  | +                   | 所定単位数×1.1%     |

## 2-1-2. 共生型サービス

介護保険サービスの指定を受けた事業所について、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

### <対象サービス>

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス

### <指定基準>

○介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるものとする。

### <基本報酬・加算>

○障害福祉の基準を満たしていない介護保険サービス事業所の報酬については、以下の観点から、単位設定する。

- ① 本来的な障害福祉サービス等事業所の基準を満たしていないため、本来の報酬単価と区別。
- ② 現行の基準該当サービスを参考に設定。

○なお、各種加算は、指定障害福祉サービス等と同様の算定要件を満たせば算定可能とする。

○その上で、共生型生活介護事業所や児童発達支援等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供等）を実施している場合を評価する。

### 児童発達支援・放課後等デイサービス

| 共生型サービス体制強化加算【新設】              |        |
|--------------------------------|--------|
| 児童発達支援管理責任者を配置した場合             | 103 単位 |
| 保育士又は児童指導員を配置した場合              | 78 単位  |
| 児童発達支援管理責任者かつ保育士又は児童指導員を配置した場合 | 181 単位 |

## 2-2.各サービスの改正内容

### 2-2-1. 共通事項

#### <福祉・介護職員処遇改善加算の見直し>

- 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止する。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の加算取得について積極的な働きかけを行うこととする。

| 福祉・介護職員処遇改善加算                        |   |
|--------------------------------------|---|
| 現行                                   | 改正後   |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）<br>福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ） | ⇒<br><u>廃止（※経過措置期間あり）</u><br>※別に厚生労働大臣が定める期日（注）までの間に限り算定することとする。<br><br>[注] 平成 30 年度予算案に盛り込まれた「障害福祉サービス等支援体制整備事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。 |

#### <地域区分の見直し>

- 障害者サービスに係る地域区分について、現行の国家公務員の地域手当に準拠し、7区分から8区分に見直す。また、その際、類似制度である介護保険サービス（以下「介護」という。以下（8）について同じ。）における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせる。  
なお、これらの見直しにあたっては、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、自治体の意見を聴取した上で、平成 32 年度末まで必要な経過措置を講じる。
- 障害児サービスに係る地域区分についても、障害者サービスと同様に、介護における地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分の考え方に合わせた上で、障害者サービスと同様の経過措置を講じる。

地域区分の見直しについて

○ 地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し（障害者サービス）

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

＜現行＞

|            | 1級地    | 2級地    | 3級地    | 4級地    | 5級地    | 6級地    | その他 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
|            | 18%    | 15%    | 12%    | 10%    | 6%     | 3%     | 0%  |
| 居宅介護       | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 重度訪問介護     | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 同行援護       | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 行動援護       | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 療養介護       | 10円    |        |        |        |        |        |     |
| 生活介護       | 11,10円 | 10,92円 | 10,73円 | 10,61円 | 10,37円 | 10,18円 | 10円 |
| 短期入所       | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 重度障害者等包括支援 | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 施設入所支援     | 11,19円 | 10,99円 | 10,79円 | 10,66円 | 10,40円 | 10,20円 | 10円 |
| 自立訓練（機能訓練） | 11,06円 | 10,89円 | 10,71円 | 10,59円 | 10,35円 | 10,18円 | 10円 |
| 自立訓練（生活訓練） | 11,06円 | 10,89円 | 10,71円 | 10,59円 | 10,35円 | 10,18円 | 10円 |
| 就労移行支援     | 11,06円 | 10,89円 | 10,71円 | 10,59円 | 10,35円 | 10,18円 | 10円 |
| 就労継続支援A型   | 11,03円 | 10,86円 | 10,68円 | 10,57円 | 10,34円 | 10,17円 | 10円 |
| 就労継続支援B型   | 11,03円 | 10,86円 | 10,68円 | 10,57円 | 10,34円 | 10,17円 | 10円 |
| （新設）       |        |        |        |        |        |        |     |
| （新設）       |        |        |        |        |        |        |     |
| 共同生活援助     | 11,44円 | 11,20円 | 10,96円 | 10,80円 | 10,48円 | 10,24円 | 10円 |
| 計画相談支援     | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 地域相談支援     | 11,08円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |

＜平成30年度以降＞

|            | 1級地    | 2級地    | 3級地    | 4級地    | 5級地    | 6級地    | 7級地    | その他 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
|            | 20%    | 16%    | 15%    | 12%    | 10%    | 6%     | 3%     | 0%  |
| 居宅介護       | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 重度訪問介護     | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 同行援護       | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 行動援護       | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 療養介護       | 10円    |        |        |        |        |        |        |     |
| 生活介護       | 11,22円 | 10,98円 | 10,92円 | 10,73円 | 10,61円 | 10,37円 | 10,18円 | 10円 |
| 短期入所       | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 重度障害者等包括支援 | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 施設入所支援     | 11,32円 | 11,06円 | 10,99円 | 10,79円 | 10,66円 | 10,40円 | 10,20円 | 10円 |
| 自立訓練（機能訓練） | 11,18円 | 10,94円 | 10,89円 | 10,71円 | 10,59円 | 10,35円 | 10,18円 | 10円 |
| 自立訓練（生活訓練） | 11,18円 | 10,94円 | 10,89円 | 10,71円 | 10,59円 | 10,35円 | 10,18円 | 10円 |
| 就労移行支援     | 11,18円 | 10,94円 | 10,89円 | 10,71円 | 10,59円 | 10,35円 | 10,18円 | 10円 |
| 就労継続支援A型   | 11,14円 | 10,91円 | 10,86円 | 10,68円 | 10,57円 | 10,34円 | 10,17円 | 10円 |
| 就労継続支援B型   | 11,14円 | 10,91円 | 10,86円 | 10,68円 | 10,57円 | 10,34円 | 10,17円 | 10円 |
| 就労定着支援     | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 自立生活援助     | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 共同生活援助     | 11,80円 | 11,28円 | 11,20円 | 10,96円 | 10,80円 | 10,48円 | 10,24円 | 10円 |
| 計画相談支援     | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |
| 地域相談支援     | 11,20円 | 10,96円 | 10,90円 | 10,72円 | 10,60円 | 10,36円 | 10,18円 | 10円 |



○ 地域区分の見直しによる報酬 1 単位単価の見直し (障害児サービス)

【見直し後の 1 単位単価】【現行と平成 30 年度以降】

<現行>

|  | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|--|
|  | 1級地<br>20% | 2級地<br>16% | 3級地<br>15% | 4級地<br>12% | 5級地<br>10% | 6級地<br>6% | 7級地<br>3% | その他<br>0% |  |
| 児童発達支援センターの場合                          | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合            | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 主たる対象が重症心身障害児の場合                       | 11,52円     | 11,22円     | 11,14円     | 10,91円     | 10,76円     | 10,48円    | 10,23円    | 10円       |  |
| 医療型児童発達支援(含 指定発達支援系(新機関))              | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 放課後等デイサービス<br>主たる対象が重症心身障害児の場合         | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,18円    | 10円       |  |
| 主たる対象が重症心身障害児の場合                       | 11,52円     | 11,22円     | 11,14円     | 10,91円     | 10,76円     | 10,48円    | 10,23円    | 10円       |  |
| 保育者等訪問支援                               | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 初め通の児童の<br>場合<br>施設の場合                 | 11,12円     | 10,90円     | 10,84円     | 10,67円     | 10,56円     | 10,33円    | 10,17円    | 10円       |  |
| 施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合                   | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 自閉症児の場合                                | 11,22円     | 10,96円     | 10,92円     | 10,73円     | 10,61円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 併設する施設が主たる施設の<br>場合<br>児童<br>又は単独施設の場合 | 11,10円     | 10,88円     | 10,83円     | 10,66円     | 10,55円     | 10,33円    | 10,17円    | 10円       |  |
| 児童<br>又は単独施設の場合                        | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 当該施設が主たる施設の場合                          | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,18円    | 10円       |  |
| 当該施設が主たる施設の場合                          | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 併設する施設が主たる施設の<br>場合                    | 11,28円     | 11,02円     | 10,97円     | 10,77円     | 10,64円     | 10,39円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 併設する施設が主たる施設の<br>場合                    | 11,22円     | 10,96円     | 10,92円     | 10,73円     | 10,61円     | 10,37円    | 10,18円    | 10円       |  |
| 自閉症児の場合                                | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 医療型<br>(含:活<br>定発達<br>支援系<br>療養所)      | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 重症心身障害児の場合                             | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 障害児相談支援                                | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,18円    | 10円       |  |

<平成 30 年度以降>

|  | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
|--|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|--|
|  | 1級地<br>20% | 2級地<br>16% | 3級地<br>15% | 4級地<br>12% | 5級地<br>10% | 6級地<br>6% | 7級地<br>3% | その他<br>0% |  |
| 児童発達支援センターの場合                          | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合            | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 主たる対象が重症心身障害児の場合                       | 11,52円     | 11,22円     | 11,14円     | 10,91円     | 10,76円     | 10,48円    | 10,23円    | 10円       |  |
| 医療型児童発達支援(含 指定発達支援系(新機関))              | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 放課後等デイサービス<br>主たる対象が重症心身障害児の場合         | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,18円    | 10円       |  |
| 主たる対象が重症心身障害児の場合                       | 11,52円     | 11,22円     | 11,14円     | 10,91円     | 10,76円     | 10,48円    | 10,23円    | 10円       |  |
| 保育者等訪問支援                               | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 初め通の児童の<br>場合<br>施設の場合                 | 11,12円     | 10,90円     | 10,84円     | 10,67円     | 10,56円     | 10,33円    | 10,17円    | 10円       |  |
| 施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合                   | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 自閉症児の場合                                | 11,22円     | 10,96円     | 10,92円     | 10,73円     | 10,61円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 併設する施設が主たる施設の<br>場合<br>児童<br>又は単独施設の場合 | 11,10円     | 10,88円     | 10,83円     | 10,66円     | 10,55円     | 10,33円    | 10,17円    | 10円       |  |
| 児童<br>又は単独施設の場合                        | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 当該施設が主たる施設の場合                          | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,18円    | 10円       |  |
| 当該施設が主たる施設の場合                          | 11,24円     | 10,99円     | 10,83円     | 10,74円     | 10,62円     | 10,37円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 併設する施設が主たる施設の<br>場合                    | 11,28円     | 11,02円     | 10,97円     | 10,77円     | 10,64円     | 10,39円    | 10,19円    | 10円       |  |
| 併設する施設が主たる施設の<br>場合                    | 11,22円     | 10,96円     | 10,92円     | 10,73円     | 10,61円     | 10,37円    | 10,18円    | 10円       |  |
| 自閉症児の場合                                | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 医療型<br>(含:活<br>定発達<br>支援系<br>療養所)      | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 重症心身障害児の場合                             | 10円        |            |            |            |            |           |           |           |  |
| 障害児相談支援                                | 11,20円     | 10,96円     | 10,90円     | 10,72円     | 10,60円     | 10,38円    | 10,18円    | 10円       |  |



## ＜身体拘束等の適正化＞

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

| 身体拘束廃止未実施減算【新設】                           |        |
|---|--------|
| 身体拘束廃止未実施減算                               | －5単位／日 |
| 身体拘束等に係る記録をしていない場合、利用者全員について、1日につき5単位を減算。 |        |

## 2-2-2. 計画相談支援・障害児相談支援

### ＜相談機能の強化＞

拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算を創設する。

### 計画相談支援・障害児相談支援

| 地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】               |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 地域生活支援拠点等相談強化加算                   | 700単位／回（月4回を限度） |
| 短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度に加算。 |                 |

### ＜地域の体制づくりの機能の強化＞

拠点等における地域の体制づくりの機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する加算を創設する。

### 計画相談支援・障害児相談支援

| 地域体制強化共同支援加算【新設】 |                  |
|------------------|------------------|
| 地域体制強化共同支援加算     | 2000単位／月（月1回を限度） |

### ＜モニタリング実施標準期間の見直し＞

○サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

○なお、モニタリング時以外にも、相談支援専門員が必要に応じた支援を随時実施できるよう、サービ

ス提供事業者は毎月のサービス利用状況を指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）に報告する。

○また、指定特定相談支援事業者等の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組を行う。

イ 指定特定相談支援事業者等は、継続サービス利用支援等によるモニタリング結果について市町村に対して報告する。

ロ 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等によりモニタリング内容について検証等を行う。

※ 検証等については基幹相談支援センター等に委託可。

## 計画相談支援

| モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）   |
|--|
| <p>現行</p> <p>以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。</p> <p>(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者<br/>→ 利用開始から3月を経過するまで1月間</p> <p>(2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（(1)を除く。）</p> <p>① 以下の者 →1月間</p> <p>イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者</p> <p>ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者</p> <p>ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）</p> <p>② ①以外の者 →6月間</p> <p>(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（(1)及び(4)を除く。） →1年間</p> <p>(4) 地域移行支援、地域定着支援（(1)及び(2)を除く。） →6月間</p> |
| ↓  |
| <p>見直し後</p> <p>以下の各号に掲げる者の区分等に応じ当該各号に掲げる期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。</p> <p>(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者<br/>→ 利用開始から3月を経過するまで1月間</p> <p>(2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む。）又は地域定着支援利用者（(1)を</p>   |

除く。)

① 以下の者 →1月間

- イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの若しくは知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

② 以下の者 →3月間

- イ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
- ロ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者

③ ①、②以外の者 →6月間

- (3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援（(1)及び(4)を除く。） →6月間
- (4) 地域移行支援、地域定着支援（(1)及び(2)を除く。） →6月間

※ (3)の利用者（以下「施設入所者等という。）」及び(2)の②のイのうち就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者（以下「新サービス利用者」という。）は平成30年度から、その他の(2)の②は平成31年度から見直す。ただし、すでに計画作成済の者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

※ さらに、上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりも短い期間で設定すべき旨を通知等で明記する。

【計画相談支援】

- ・ 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・ 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

【障害児相談支援】

- ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

## <相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定>

計画相談支援・障害児相談支援の質のサービスの標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が1月に実施するサービス利用支援等の標準担当件数を設定し、標準担当件数を一定程度超過する場合の基本報酬の逓減制を導入する。

## 計画相談支援・障害児相談支援

| 計画相談支援費   |                |            |         |
|---|----------------|------------|---------|
| サービス利用支援費   | サービス利用支援費（Ⅰ）   | 取扱件数 40 未満 | 1458 単位 |
|   | サービス利用支援費（Ⅱ）   | 取扱件数 40 以上 | 729 単位  |
| 継続サービス利用支援費   | 継続サービス利用支援費（Ⅰ） | 取扱件数 40 未満 | 1207 単位 |
|   | 継続サービス利用支援費（Ⅱ） | 取扱件数 40 以上 | 603 単位  |
| <p>（Ⅰ）<u>取扱件数</u>（相談支援専門員 1 人当たりの前 6 月間における計画相談支援対象障害者等の数（指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者を含む。）の平均値をいう。以下同じ。）が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、<u>40 未満の部分</u>について算定する。</p> <p>（Ⅱ）<u>取扱件数</u>が 40 以上である場合において、<u>40 以上の部分</u>について算定する。</p> |                |            |         |

| 障害児相談支援費   |                 |            |         |
|--|-----------------|------------|---------|
| 障害児支援利用援助費   | 障害児支援利用援助費（Ⅰ）   | 取扱件数 40 未満 | 1620 単位 |
|  | 障害児支援利用援助費（Ⅱ）   | 取扱件数 40 以上 | 811 単位  |
| 継続障害児支援利用援助費   | 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） | 取扱件数 40 未満 | 1318 単位 |
|  | 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） | 取扱件数 40 以上 | 659 単位  |
| <p>（Ⅰ）<u>取扱件数</u>が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、<u>40 未満の部分</u>について算定する。</p> <p>（Ⅱ）<u>取扱件数</u>が 40 以上である場合において、<u>40 以上の部分</u>について算定する。</p> |                 |            |         |

### <基本報酬の見直し（計画相談支援）>

○業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、計画相談支援の基本報酬については一定程度引き下げる（新単価については、施設入所者等及び新サービス利用者のみ平成 30 年度から、それ以外のサービス利用者については平成 31 年度から適用する。）。

○なお、障害児相談支援については、既に初回時と更新時で報酬水準が異なっていること、モニタリング標準期間の見直しを行わないことから、基本報酬は据え置く。

### <特定事業所加算の評価の見直し>

特定事業所加算について、より充実した支援体制及び主任相談支援専門員の配置を要件とした区分を創設するとともに、加算取得率が低調であることを踏まえ、事業者が段階的な体制整備を図れるよう、現行の要件を緩和した区分を一定期間に限り設ける。

計画相談支援・障害児相談支援

|   |
|---|
| 特定事業所加算   |
| 現行  |
| <p>特定事業所加算 300 単位/月</p> <p>(算定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</li> <li>ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</li> <li>ハ 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</li> <li>ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</li> <li>ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援等を提供していること。</li> <li>ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</li> </ul>  |
| ↓   |
| 改正後   |
| <p>(1) <u>特定事業所加算 (I) 500 単位/月</u></p> <p>(算定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を<u>4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。</u></li> <li>ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)の要件を満たすこと。</li> <li>ハ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し<u>主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</u></li> <li>ニ <u>指定特定相談支援事業所において指定サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供する件数(指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合は、指定障害児相談支援の利用者を含む。)が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。</u></li> </ul> <p>(2) <u>特定事業所加算 (II) 400 単位/月 (※特定事業所加算 (I) の 80/100)</u></p> <p>(算定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</li> <li>ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)～(ヘ)の要件を満たすこと。</li> <li>ハ 特定事業所加算 (I) の(ニ)の要件を満たすこと。</li> </ul> |

(3) 特定事業所加算(Ⅲ) 300単位/月

(算定要件)

現行の特定事業所加算の要件を満たし、かつ、特定事業所加算(Ⅰ)の(二)の要件を満たすこと。

※ すでに現行の特定事業所加算を取得している事業所の場合、(二)の要件を満たさなくても算定を認める(平成31年3月までの経過措置)。

(4) 特定事業所加算(Ⅳ) 150単位/月 (※特定事業所加算(Ⅲ)の50/100)

(算定要件)

イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ロ 現行の特定事業所加算の(ロ)及び(二)～(ハ)を満たすこと。

ハ 特定事業所加算(Ⅰ)の(二)の要件を満たすこと。

※ 特定事業所加算(Ⅱ)及び(Ⅳ)については、平成33(2021)年3月までとする。

<質の高い支援の実施や専門性の高い相談支援体制等を評価する加算の創設>

必要に応じた質の高い支援を実施した場合に、実施した支援の専門性と業務負担を適切に評価するとともに、専門性の高い支援を実施できる体制を整えている場合に、その体制整備を適切に評価するための加算を創設する。

計画相談支援・障害児相談支援

| 初回加算【新設(計画相談支援のみ)】   |         |
|--|---------|
| 初回加算   | 300単位/月 |
| 障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価する。<br>※ 計画相談支援のみ新設。障害児相談支援においては既設。ただし、基本報酬について旧単価を算定する場合は算定不可。 |         |

| 入院時情報連携加算【新設】   |                     |         |
|---|---------------------|---------|
| 入院時情報連携加算(Ⅰ)  | 医療機関を訪問しての情報提供      | 200単位/月 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ)  | 医療機関への訪問以外の方法での情報提供 | 100単位/月 |
| 入院時における医療機関との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算する。<br>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、入院時情報連携加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の同時算定不可。 |                     |         |

| 退院・退所加算【新設】  |          |
|--|----------|
| 退院・退所加算  | 200 単位／月 |
| <p>退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等における退院・退所時のカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</p> <p>※ 利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度として加算。ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。・</p> |          |

| 居宅介護支援事業所等連携加算【新設】  |          |
|---|----------|
| 居宅介護支援事業所等連携加算  | 100 単位／月 |
| <p>障害福祉サービス等の利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算する。</p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6ヶ月は算定不可。計画相談支援のみ新設。</p> |          |

| 医療・保育・教育機関等連携加算【新設】   |          |
|---|----------|
| 医療・保育・教育機関等連携加算   | 100 単位／月 |
| <p>サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算する。</p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。ただし、初回加算を算定した場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。・</p> |          |

| サービス担当者会議実施加算【新設】   |          |
|---|----------|
| サービス担当者会議実施加算   | 100 単位／月 |
| <p>継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算する。</p> <p>※ 利用者1人につき、1月に1回を限度として加算。・</p> |          |

| サービス提供時モニタリング加算【新設】   |          |
|---|----------|
| サービス提供時モニタリング加算   | 100 単位／月 |
| <p>継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況</p> |          |

について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算する。

※ 利用者1人につき、1月に1回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度として加算。・・

#### 行動障害支援体制加算【新設】

行動障害支援体制加算

35 単位/月

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。・

#### 要医療児者支援体制加算【新設】

要医療児者支援体制加算

35 単位/月

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

#### 精神障害者支援体制加算【新設】

精神障害者支援体制加算

35 単位/月

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、地域生活支援事業による精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。・

### <その他（計画相談支援、障害児相談支援）>

セルフプランについて、各市町村において以下の取組を行うよう促す。

#### 計画相談支援・障害児相談支援

##### セルフプランについて

- ア セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握
- イ 計画相談支援を提供する体制が十分でないためセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成
- ウ セルフプランにより支給決定されている事例について、基幹相談支援センター等による事例検討において一定数を検証

## 2-2-3. 訪問系サービス

### 【1】 居宅介護

#### <同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化>

居宅介護事業所が所在する建物と同一建物等に居住する利用者又は同一建物に居住する一定数以上の利用者に対し、サービスを提供する場合の評価を適正化する。

| 同一建物等の利用者等に提供した場合の減算【新設】   |       |
|--|-------|
| 以下のイ又はロの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の 10%を減算する。ハの者に居宅介護を行う場合は、所定単位数の 15%を減算する。           |       |
| イ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者  | 10%減算 |
| ロ 上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり <u>20人以上</u> の場合）・                |       |
| ハ 居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり <u>50人以上</u> の場合）・ | 15%減算 |

#### <初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化>

サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、サービス提供責任者の任用要件のうち「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者として配置している事業所について、基本報酬を減算する。

| 初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算【新設】  |       |
|--|-------|
| 居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合 | 10%減算 |

#### <居宅介護ヘルパーの要件の見直し等>

介護保険サービスにおける訪問介護の見直しを踏まえ、居宅介護（家事援助及び通院等介助（身体介護を伴わない場合）に限る。）のヘルパーとして、訪問介護における生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者を定め、当該者が家事援助等を提供した場合の基本報酬は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等が提供した場合と同様とする。

| 研修の修了者による家事援助を提供した場合の減算【新設】           |       |
|---------------------------------------|-------|
| 生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修の修了者による家事援助 | 10%減算 |

|  |  |
|--|--|
| を提供した場合<br>⇒居宅介護職員初任者研修課程修了者等が家事援助を提供した場合と同様 |  |
|--|--|

### <福祉専門職員等連携加算の要件の見直し>

精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師と連携した場合を新たに福祉専門職員等連携加算における有資格者として評価する。

| 福祉専門職員等連携加算  |  |
|--|--|
| 現行   | 改正後  |
| 福祉専門職員等連携加算<br><br>564 単位/日<br><br>利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。 | ⇒<br>福祉専門職員等連携加算<br><br>564 単位/日<br><br>利用者に対して、居宅介護事業所のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、 <u>公認心理師</u> 、理学療法士その他の国家資格を有する者（作業療法士、言語聴覚士、看護師、保健師等）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護を行ったときは、初回の居宅介護が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。 |

## 【2】 重度訪問介護

### <病院等に入院中の支援の評価>

障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所を含む。以下①について同じ。）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価する。

|                                  |
|----------------------------------|
| 入院中の支援の基本報酬【新設】                  |
| 入院中以外の基本報酬と同様（＝通常の重度訪問介護と同様）とする。 |

|                               |        |        |
|-------------------------------|--------|--------|
| 基本報酬の例                        | 入院中以外  | 入院中    |
| 所要時間 1 時間未満の場合                | 184 単位 | 184 単位 |
| 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合    | 274 単位 | 274 単位 |
| <b>入院中の支援の加算・減算【新設】</b>       |        |        |
| 以下を除き、入院中以外と同様とする。            |        |        |
| イ 喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可。          |        |        |
| ロ 90 日以降の利用は所定単位数の 20%を減算する。・ |        |        |

### <意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価>

障害支援区分6の利用者に対して、重度訪問介護事業所が新規に採用した従業員により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業員が同行して支援を行うことを評価する。

|  |  |
|--|--|
| <b>2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し</b>  |  |
| 熟練従業員が同行して支援を行う場合【新設】  | ×170/100 (=85%×2)  |
| 現行   | 改正後  |
| イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。・ | イ 障害者等の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーが1人の利用者に対して重度訪問介護を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき所定単位数を算定する。  |
| ⇒  | ロ <u>障害支援区分6の利用者に対し、重度訪問介護事業所が新規に採用したヘルパーにより支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定する（算定開始から120時間に限る。）。</u> ・ |

### <外出時における支援の見直し>

障害福祉サービスは、個々の障害者等のニーズ等を勘案して支給決定を行うものであり、1日を超える用務における支援の要否も含めて、市町村が支給決定を行うことから、外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

| 外出時における支援の見直し   |   |             |
|---|---|-------------|
| 現行  |   | 改正後         |
| 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。 | ⇒ | <u>(削除)</u> |

### 【3】 同行援護

#### <基本報酬の見直し>

- 同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを基本とすることから、「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化する。なお、対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
- ただし、現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができることとする。

| 基本報酬                         |   |  |
|------------------------------|---|--|
| 現行                           |   | 改正後  |
| 「身体介護を伴う」<br>「身体介護を伴わない」 の分類 | ⇒ | <u>(廃止)</u><br><u>※現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定することができる</u> |

#### <盲ろう者等への支援の評価>

盲ろう者や、重度の障害者への支援を評価する加算を創設する。

| 盲ろう者向け通訳・介助員が盲ろう者を支援した場合の加算【新設】  |         |
|--|---------|
| 盲ろう者向け通訳・介助員（地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業において、盲ろう者の支援に従事する者をいう。以下同じ。）が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合 | +25/100 |
| 障害支援区分4以上の者を支援した場合の加算【新設】  |         |
| 障害支援区分4以上の者を支援した場合   | +40/100 |

| 障害支援区分3の者を支援した場合の加算【新設】 |         |
|-------------------------|---------|
| 障害支援区分3の者を支援した場合        | +20/100 |

### <同行援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し等>

- 同行援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、同行援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ廃止する。
- 盲ろう者が同行援護を利用しやすくなるよう、平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置として、盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。なお、本取扱いによるヘルパーが行う同行援護は、所定単位数を減算する。

| 同行援護ヘルパーの要件の見直し   |   |
|---|---|
| 現行  | 改正後   |
| イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）<br>□ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの<br>ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等 | ⇒<br>イ 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。）<br>□ 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの<br>ハ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等 |
| 上記見直し後の括弧書きにより、盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合の減算【新設】  |   |
| 上記見直し後の括弧書きの取扱いにより、同行援護従業者養成研修修了者とみなされた盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護を提供した場合   | 10%減算   |

| 同行援護のサービス提供責任者の要件の見直し  |  |
|--|--|
| 現行   | 改正後  |
| イ 以下の（1）又は（2）の要件を満たすものであって（3）の要件を満たすもの<br>（1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等<br>（2）平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したものの（平成30年3月31 | ⇒<br>イ 以下の（1）及び（2）の要件を満たすもの<br>（1）居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等<br>（2）同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者<br>□ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハ |

|   |  |
|---|--|
| <p>日までの暫定的な取扱い。)</p> <p>(3)同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。)</p> <p>□ 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等</p> | <p>ビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等・</p> |
|---|--|

#### 【4】 行動援護

##### < 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止 >

支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止する。

| 支援計画シート等が未作成の場合の減算の見直し   |   |   |
|--|---|---|
| 現行   |   | 改正後   |
| <p>「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。</p> | ⇒ | <p>「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算する。・</p> |

##### < 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長 >

行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置について、研修修了者の養成状況等を踏まえ、平成33(2021)年3月31日まで延長する。

| 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の経過措置       |   |                             |
|-----------------------------------|---|-----------------------------|
| <p>行動援護従業者養成研修を修了したものと見なす経過措置</p> | ⇒ | <p>平成33(2021)年3月31日まで延長</p> |

## 2-2-4. 通所系サービス

### 【1】 障害児通所支援の共通事項

#### <福祉専門職員配置等加算の要件の見直し>

精神障害者に対してより高度で専門的な支援を行うために、公認心理師を新たに福祉専門職員配置等加算における有資格者として評価する。

#### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 福祉専門職員配置等加算  |  |
|--|--|
| 現行   | 改正後  |
| イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）<br>15 単位/日<br>※職業指導員等として常勤で配置されている<br>従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精<br>神保健福祉士である従業者の割合が 100 分<br>の 35 以上ある場合に加算する。 | ⇒  |
| □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）<br>10 単位/日<br>※職業指導員等として常勤で配置されている<br>従業者のうち社会福祉士、介護福祉士又は精<br>神保健福祉士である従業者の割合が 100 分<br>の 25 以上ある場合に加算する。 |  |
|  | イ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）<br>15 単位/日<br>※生活支援員等として常勤で配置されている従<br>業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保<br>健福祉士又は公認心理師である従業者の割合<br>が 100 分の 35 以上ある場合に加算する。 |
|  | □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）<br>10 単位/日<br>※生活支援員等として常勤で配置されている従<br>業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保<br>健福祉士又は公認心理師である従業者の割合<br>が 100 分の 25 以上ある場合に加算する。 |

#### <各種減算の見直し>

○障害福祉サービス事業所等の適切な運営を確保するため、人員配置や個別支援計画の作成が適切に行われていない場合の減算を見直す。

○具体的には、以下のとおりとする。

- ・ サービス提供職員欠如減算については、減算が適用される3月目から所定単位数の 50%を減算する。
- ・ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算については、減算が適用される5月目から所定単位数の 50%を減算する。
- ・ 個別支援計画未作成減算については、減算が適用される月から2月目までについて所定単位数の 30%を減算し、3月目からは所定単位数の 50%を減算する。

児童発達支援・放課後等デイサービス

| サービス提供職員欠如減算  |   |   |
|---|---|---|
| 現行  |   | 改正後   |
| イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。・ | ⇒ | イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。<br>□ <u>減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</u> |
| サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算・   |   |   |
| 現行  |   | 改正後   |
| イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。                                     | ⇒ | イ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。<br>□ <u>減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</u>                                    |
| 個別支援計画未作成減算   |   |   |
| 現行  |   | 改正後   |
| イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の95%を算定する。                                 | ⇒ | イ 個別支援計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。<br>□ <u>減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。</u>                           |

### <食事提供体制加算の経過措置の取扱い>

平成 29 年度末までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事の提供に関する実態等の調査・研究を十分に行った上で、引き続き、その他あり方を検討することとし、今回の改定では継続する。

#### 児童発達支援・放課後等デイサービス

| 食事提供体制加算 |   |     |
|----------|---|-----|
| 現行       | ⇒ | 改正後 |
| 食事提供体制加算 |   | 継続  |

### <児童発達支援管理責任者の評価の見直し>

児童発達支援管理責任者の配置については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。

#### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 児童発達支援管理責任者専任加算 |   |              |
|-----------------|---|--------------|
| 現行              | ⇒ | 改正後          |
| 児童発達支援管理責任者専任加算 |   | 廃止（基本報酬に含める） |

### <人員配置基準の見直し>

医療的ケアを行う人材を幅広く確保する等の観点から、人員配置基準を見直す。

#### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 人員配置基準  |   |   |
|---|---|---|
| 現行  | ⇒ | 改正後   |
| ○主として重症心身障害児を通わせる事業所<br>・看護師 1 以上<br>・機能訓練担当職員 1 以上<br>○主として自閉症児を入所させる施設<br>・看護師 おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以上<br>○主として肢体不自由児を入所させる施設<br>・看護師 1 人以上 |   | ○主として重症心身障害児を通わせる事業所<br>・ <u>看護職員</u> （保健師、助産師、看護師、准看護師） 1 以上<br>・機能訓練担当職員 1 以上<br>※ <u>ただし、機能訓練を行わない時間帯については配置しないことができる。</u><br>※ <u>機能訓練担当職員については、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援を除く。</u><br>○主として自閉症児を入所させる施設<br>・ <u>看護職員</u> おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以上 |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
|  | ○主として肢体不自由児を入所させる施設<br>・看護職員 1人以上 |
|--|-----------------------------------|

### ＜看護職員加配加算の創設＞

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、看護職員の加配を評価する加算を創設する。

### 児童発達支援

|  |
|--|
| <b>看護職員加配加算【新設】</b>  |
| 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。   |
| <b>イ 看護職員加配加算(Ⅰ)</b>   |
| <p>【別に厚生労働大臣が定める施設基準】</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。</p> <p>(2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。</p>   |
| <p>(1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)</p> <p>(一) 利用定員が 30 人以下の場合 67 単位</p> <p>(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 57 単位</p> <p>(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 44 単位</p> <p>(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 36 単位</p> <p>(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 31 単位</p> <p>(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 27 単位</p> <p>(七) 利用定員が 81 人以上の場合 24 単位</p> <p>(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(一) 利用定員が 20 人以下の場合 100 単位</p> |

- (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 80 単位
- (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 57 単位
- (四) 利用定員が 41 人以上の場合 44 単位
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (一) 利用定員が 20 人以下の場合 100 単位
  - (二) 利用定員が 21 人以上の場合 80 単位
- (4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)
  - (一) 利用定員が 10 人以下の場合 200 単位
  - (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 133 単位
  - (三) 利用定員が 21 人以上の場合 80 単位
- (5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (一) 利用定員が5人の場合 400 単位
  - (二) 利用定員が6人の場合 333 単位
  - (三) 利用定員が7人の場合 286 単位
  - (四) 利用定員が8人の場合 250 単位
  - (五) 利用定員が9人の場合 222 単位
  - (六) 利用定員が 10 人の場合 200 単位
  - (七) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位

#### □ 看護職員加配加算(Ⅱ)

##### 【別に厚生労働大臣が定める施設基準】

- (1) 通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。
- (2) 通所給付費等単位数表第1の1のハ又はホを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。
- (1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)又は(3)に該当する場合を除く。)
  - (一) 利用定員が 30 人以下の場合 134 単位
  - (二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 114 単位
  - (三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 88 単位
  - (四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 72 単位

- (五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 62 単位
- (六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 54 単位
- (七) 利用定員が 81 人以上の場合 48 単位
- (2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (一) 利用定員が 20 人以下の場合 200 単位
  - (二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 160 単位
  - (三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 114 単位
  - (四) 利用定員が 41 人以上の場合 88 単位
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (一) 利用定員が 20 人以下の場合 200 単位
  - (二) 利用定員が 21 人以上の場合 160 単位
- (4) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((5)に該当する場合を除く。)
  - (一) 利用定員が 10 人以下の場合 400 単位
  - (二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 266 単位
  - (三) 利用定員が 21 人以上の場合 160 単位
- (5) 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合
  - (一) 利用定員が 5 人の場合 800 単位
  - (二) 利用定員が 6 人の場合 666 単位
  - (三) 利用定員が 7 人の場合 572 単位
  - (四) 利用定員が 8 人の場合 500 単位
  - (五) 利用定員が 9 人の場合 444 単位
  - (六) 利用定員が 10 人の場合 400 単位
  - (七) 利用定員が 11 人以上の場合 266 単位

#### 八 看護職員加配加算(Ⅲ)

【別に厚生労働大臣が定める施設基準】

通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

- (1) 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合((2)に該当する場合を除く。)
  - (一) 利用定員が 30 人以下の場合 201 単位

|   |
|---|
| <p>(二) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 171 単位</p> <p>(三) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合 132 単位</p> <p>(四) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合 108 単位</p> <p>(五) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合 93 単位</p> <p>(六) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合 81 単位</p> <p>(七) 利用定員が 81 人以上の場合 72 単位</p> <p>(2) 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(一) 利用定員が 20 人以下の場合 300 単位</p> <p>(二) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合 240 単位</p> <p>(三) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合 171 単位</p> <p>(四) 利用定員が 41 人以上の場合 132 単位</p> <p>(3) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 600 単位</p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 399 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 240 単位</p> |
|---|

| 別表 判定スコア(スコア)                                |                               |
|--|-------------------------------|
| (1) レスピレーター管理 = 8                            | (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5          |
| (2) 気管内挿管、気管切開 = 8                           | (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8              |
| (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5                             | (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3 |
| (4) 酸素吸入 = 5                                 | (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8      |
| (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8<br>6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3 | (12) 定期導尿(3/日以上) = 5          |
| (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3                  | (13) 人工肛門 = 5                 |
| (7) IVH = 8                                  |                               |

## 放課後等デイサービス

|  |
|--|
| <b>看護職員加配加算【新設】</b>  |
| 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 |
| <b>イ 看護職員加配加算(Ⅰ)</b>   |
| 【別に厚生労働大臣が定める施設基準】<br>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。  |

|   |
|---|
| <p>(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者の数が1名以上であること。</p> <p>(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。</p>  |
| <p>(1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)</p> <p>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 200 単位</p> <p>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 133 単位</p> <p>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 80 単位</p> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p> <p>(一) 利用定員が5人の場合 400 単位</p> <p>(二) 利用定員が6人の場合 333 単位</p> <p>(三) 利用定員が7人の場合 286 単位</p> <p>(四) 利用定員が8人の場合 250 単位</p> <p>(五) 利用定員が9人の場合 222 単位</p> <p>(六) 利用定員が 10 人の場合 200 単位</p> <p>(七) 利用定員が 11 人以上の場合 133 単位</p> |
| <p><b>□ 看護職員加配加算(Ⅱ)</b></p>   |
| <p>【別に厚生労働大臣が定める施設基準】</p> <p>次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 通所給付費等単位数表第3の1のイ又ロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が5名以上であること。</p> <p>(2) 通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。</p>  |
| <p>(1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合((2)に該当する場合を除く。)</p> <p>(一)利用定員が 10 人以下の場合 400 単位</p> <p>(二)利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 266 単位</p> <p>(三)利用定員が 21 人以上の場合 160 単位</p> <p>(2) 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p>  |

|   |
|---|
| (一) 利用定員が5人の場合 800 単位<br>(二) 利用定員が6人の場合 666 単位<br>(三) 利用定員が7人の場合 572 単位<br>(四) 利用定員が8人の場合 500 単位<br>(五) 利用定員が9人の場合 444 単位<br>(六) 利用定員が 10 人の場合 400 単位<br>(七) 利用定員が 11 人以上の場合 266 単位 |
|---|

**ハ 看護職員加配加算(Ⅲ)**

【別に厚生労働大臣が定める施設基準】  
 通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であって、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を3以上配置し、別表の各項目に規定する状態であり、それぞれのスコアを合算し、8点以上である利用者の数が9名以上であること。

|  |
|--|
| (1) 主として障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行った場合<br>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 600 単位<br>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 399 単位<br>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 240 単位 |
|--|

| 別表 判定スコア (スコア)                               |                               |
|--|-------------------------------|
| (1) レスピレーター管理 = 8                            | (8) 経管(経鼻・胃ろう含む) = 5          |
| (2) 気管内挿管、気管切開 = 8                           | (9) 腸ろう・腸管栄養 = 8              |
| (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5                             | (10) 接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) = 3 |
| (4) 酸素吸入 = 5                                 | (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む) = 8      |
| (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8<br>6回/日以上以上の頻回の吸引) = 3 | (12) 定期導尿(3/日以上) = 5          |
| (6) ネブライザー6回/日以上または継続使用 = 3                  | (13) 人工肛門 = 5                 |
| (7) IVH = 8                                  |                               |

**<送迎加算の見直し>**

- 同一敷地内の送迎については、「同一敷地内」という立地上の観点を踏まえ、一定の適正化を図る。
- 送迎においても喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
- また、放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。

## 児童発達支援・放課後等デイサービス

| 送迎加算                              |   |
|-----------------------------------|---|
| 現行                                | 改正後   |
| イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合<br>片道 54 単位／回 | イ 障害児（重症心身障害児以外）の場合<br>片道 54 単位／回<br><u>(※1) +37 単位</u><br><u>(※2) 同一敷地内の場合 ×70/100</u> |
| ロ 重症心身障害児の場合<br>片道 37 単位／回        | ロ 重症心身障害児の場合<br>片道 37 単位／回<br><u>(※2) 同一敷地内の場合 ×70/100</u>                              |

⇒

※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行った場合に更に加算する。

※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。・

## 放課後等デイサービス

| 送迎について   |
|--|
| 放課後等デイサービスにおける送迎については、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう、通知に明記する。 |

## <医療的ケア児への支援の充実>

医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価する区分を創設する。

## 児童発達支援・放課後等デイサービス

| 医療連携体制加算                               |                                    |
|--|------------------------------------|
| 現行                                     | 改正後                                |
| イ 医療連携体制加算（Ⅰ）<br>500 単位／日（障害児1人）       | イ 医療連携体制加算（Ⅰ）<br>500 単位／日          |
| ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）<br>250 単位／日（障害児2人以上8人以下） | ロ 医療連携体制加算（Ⅱ）<br>250 単位／日          |
| ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）<br>500 単位／日              | ハ 医療連携体制加算（Ⅲ）<br>500 単位／日          |
| ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）<br>100 単位／日              | ニ 医療連携体制加算（Ⅳ）<br>100 単位／日          |
|  | ホ 医療連携体制加算（Ⅴ）<br>1,000 単位／日（障害児1人） |

⇒

|   |   |
|---|---|
| (新設)  | △ 医療連携体制加算 (VI)<br>500 単位/日 (障害児 2 人以上 8 人以下) |
| ※ 既存の (I) 又は (II) については、4 時間未満の支援の場合適用し、4 時間を超えて支援を行う場合は、(V) 又は (VI) を適用する。<br>ただし、看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。 |   |

### <指導員加配加算の見直し>

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算の単位数を見直すとともに、一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1 人以上配置した場合に更に評価する。
- また、児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、障害児へのきめ細やかな支援や保護者等に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るため、人員配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価する。
- なお、人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため、加算の名称を「児童指導員等加配加算」に改める。

### 児童発達支援 (児童発達支援センター以外)・放課後等デイサービス (※児童発達支援センターは省略)

|                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 指導員加配加算 ⇒ 児童指導員等加配加算        |                                    |
| 【障害児 (重症心身障害児を除く) を支援する場合】  |                                    |
| 現行                          | 改正後                                |
| イ 児童指導員等を配置する場合             | イ 専門職員 (理学療法士等) を配置する場合            |
| (1) 定員 10 人以下 195 単位        | (1) 定員 10 人以下 <u>209 単位</u>        |
| (2) 定員 11 人以上 20 人以下 130 単位 | (2) 定員 11 人以上 20 人以下 <u>139 単位</u> |
| (3) 定員 21 人以上 78 単位         | (3) 定員 21 人以上 <u>84 単位</u>         |
| □ 指導員を配置する場合                | □ 児童指導員等を配置する場合                    |
| (1) 定員 10 人以下 183 単位        | (1) 定員 10 人以下 <u>155 単位</u>        |
| (2) 定員 11 人以上 20 人以下 122 単位 | (2) 定員 11 人以上 20 人以下 <u>103 単位</u> |
| (3) 定員 21 人以上 73 単位         | (3) 定員 21 人以上 <u>62 単位</u>         |
| (新設)                        | ハ その他の従業者を配置する場合                   |
|                             | (1) 定員 10 人以下 <u>91 単位</u>         |
|                             | (2) 定員 11 人以上 20 人以下 <u>61 単位</u>  |
|                             | (3) 定員 21 人以上 <u>36 単位</u>         |
| 【重症心身障害児を支援する場合】            |                                    |
| 現行                          | 改正後                                |
| (新設)                        | ⇒ 理学療法士等を配置する場合                    |
|                             | (1) 定員 5 人 <u>418 単位</u>           |

|               |                       |        |
|---------------|-----------------------|--------|
|               | (2) 定員 6 人            | 348 単位 |
|               | (3) 定員 7 人            | 299 単位 |
|               | (4) 定員 8 人            | 261 単位 |
|               | (5) 定員 9 人            | 232 単位 |
|               | (6) 定員 10 人           | 209 単位 |
|               | (7) 定員 11 人以上         | 139 単位 |
|               | <b>児童指導員等を配置する場合</b>  |        |
|               | (1) 定員 5 人            | 309 単位 |
|               | (2) 定員 6 人            | 258 単位 |
|               | (3) 定員 7 人            | 221 単位 |
|               | (4) 定員 8 人            | 193 単位 |
|               | (5) 定員 9 人            | 172 単位 |
|               | (6) 定員 10 人           | 155 単位 |
|               | (7) 定員 11 人以上         | 103 単位 |
|               | <b>その他の従業者を配置する場合</b> |        |
|               | (1) 定員 5 人            | 182 単位 |
|               | (2) 定員 6 人            | 152 単位 |
|               | (3) 定員 7 人            | 130 単位 |
|               | (4) 定員 8 人            | 114 単位 |
|               | (5) 定員 9 人            | 101 単位 |
|               | (6) 定員 10 人           | 91 単位  |
| (7) 定員 11 人以上 | 61 単位                 |        |

### <理学療法士等による機能訓練等の充実>

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）における障害児へのきめ細やかな支援を強化するため、特別支援加算の加算の対象となる職種について、看護職員及び視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を追加した上で、単位数を引き上げる。

### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 特別支援加算  |  |
|---|--|
| 現行  | 改正後  |
| 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行った場合<br>25 単位/日 | ⇒ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、 <u>看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置して機能訓練又は心理指導を行っ</u> |

|  |     |          |
|--|-----|----------|
|  | た場合 | 54 単位/日・ |
|--|-----|----------|

### <強度行動障害児支援加算の新設>

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行うことを評価する加算を創設する。

#### 児童発達支援・放課後等デイサービス

|  |          |
|--|----------|
| 強度行動障害児支援加算【新設】  |          |
| 強度行動障害児支援加算  | 155 単位/日 |
| 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児に対して支援を行う場合。 |          |

### <事業所内相談支援加算の見直し>

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、事業所内相談支援加算の要件を緩和する。

#### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

|  |  |
|--|--|
| 事業所内相談支援加算   |  |
| 現行   | 改正後  |
| 相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合は算定不可とする。・ | ⇒ 相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とする。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれる。 |

### <関係機関連携加算の拡充>

障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充する。

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 関係機関連携加算  |   |   |
|---|---|---|
| 現行  |   | 改正後   |
| 関係機関連携加算（Ⅰ）<br>※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算する。 | ⇒ | 関係機関連携加算（Ⅰ）<br>※ 障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、 <u>1月につき1回</u> を限度として加算する。・ |

<保育・教育等移行支援加算の新設>

障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 保育・教育等移行支援加算【新設】 |                 |
|------------------|-----------------|
| 保育・教育等移行支援加算     | 500 単位/回（1回を限度） |

<欠席時対応加算の見直し>

重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定回数を拡充する。

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 欠席時対応加算   |   |  |
|---|---|--|
| 現行  |   | 改正後  |
| 利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。・ | ⇒ | 利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。 <u>ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む。）及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日に乗じた数を除して得た数が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。</u> ・ |

### <自己評価結果等未公表減算の新設>

自己評価結果等の公表が義務付けられている児童発達支援(注)及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については、平成31年4月1日から適用する。

〔注〕児童発達支援については、平成30年4月1日から自己評価結果等の公表を義務付け

#### 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス

| 自己評価結果等未公表減算【新設】 |       |
|------------------|-------|
| 自己評価結果等未公表減算     | 15%減算 |

## 【2】 児童発達支援

### <人員配置基準等の見直し>

○児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の質の確保の観点から、人員配置基準の見直しを行うとともに、自己評価結果等の公表を義務付ける。なお、人員配置基準の見直しは、現に指定を受けている事業所については、平成31年3月31日まで経過措置を設ける。

○人員配置基準の見直しに伴い、児童指導員等配置加算の算定要件を見直す。

| 人員配置基準等の見直し                                      |   |  |
|--|---|--|
| 現行   | ⇒ | 改正後  |
| 指導員又は保育士   |   | 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者<br>※うち半数以上が児童指導員又は保育士であること。       |
| 児童指導員等配置加算の見直し                                   |   |  |
| 現行   | ⇒ | 改正後  |
| 人員配置基準に定める指導員に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。・ |   | 人員配置基準に定める障害福祉サービス経験者に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。・ |

### <基本報酬の区分の創設>

児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）の基本報酬について、主に小学校就学前の障害児（未就学児）を支援する場合（小学校就学前の障害児の数が障害児全体の数の70%以上）とそれ以外の場合の区分を創設する。

## 児童発達支援センター以外

| 人員配置基準等の見直し                                      |        |   |  |        |
|--|--------|---|--|--------|
| 現行   |        |   | 改正後  |        |
|  |        |   | (1) 主に小学校就学前の利用者（以下「未就学児」という。）を支援する場合                    |        |
| (1) 定員 10 人以下                                    | 620 単位 | ⇒ | (一) 定員 10 人以下  | 827 単位 |
| (2) 定員 11 人以上 20 人以下                             | 453 単位 |   | (二) 定員 11 人以上 20 人以下                                     | 557 単位 |
| (3) 定員 21 人以上                                    | 364 単位 |   | (三) 定員 21 人以上  | 433 単位 |
|  |        |   | (2) (1)以外の場合   |        |
|  |        |   | (一) 定員 10 人以下  | 703 単位 |
|  |        |   | (二) 定員 11 人以上 20 人以下                                     | 465 単位 |
|  |        |   | (三) 定員 21 人以上  | 360 単位 |
| 児童指導員等配置加算の見直し                                   |        |   |  |        |
| 現行   |        |   | 改正後  |        |
| 人員配置基準に定める指導員に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。・ |        | ⇒ | 人員配置基準に定める障害福祉サービス経験者に代えて、児童指導員、保育士等の有資格者等を配置した場合に加算する。・ |        |

### <公立減算の取扱い>

公立減算については、施設等の設置者である自治体から補助金や指定管理料等の公費が別途投入されていることと等に鑑み、引き続き維持する。

## 【3】 医療型児童発達支援

### <保育機能の充実>

保育機能の充実を図る観点から、保育職員加配加算を拡充する。

| 保育職員加配加算  |   |  |  |
|---|---|--|--|
| 現行  |   |  | 改正後  |
| 50 単位/日   |   |  | 50 単位/日※1 +22 単位※2   |
| ※定員 21 人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。 | ⇒ |  | ※1 医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に加算する。<br>※2 定員 21 人以上の医療型児童発達支援事業所については、更に 1 名加配した場合も評価する。 |

## 【4】 放課後等デイサービス

### ＜放課後等デイサービスの適切な評価＞

- 現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。具体的には、各事業所において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表（110 頁）の指標に該当する障害児が利用者に占める割合に基づき、基本報酬を適用するものとする。
- また、授業終了後に提供する場合に、1日に行われるサービス提供の時間が短い事業所については、人件費等のコストを踏まえた基本報酬を設定する。

| 基本報酬  |
|---|
| <p>注) イ(1)、(2)又はロ(1)を算定する事業所</p> <p>食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上である障害児の数が障害児全体の数の50%以上であること。</p>  |
| <p>イ 障害児に対し授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合（八に該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 区分1の1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 656 単位</li> <li>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 440 単位</li> <li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 331 単位</li> </ul> <p>(2) 区分1の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 645 単位</li> <li>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 431 単位</li> <li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 324 単位</li> </ul> <p>(3) 区分2の1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 609 単位</li> <li>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 405 単位</li> <li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 304 単位</li> </ul> <p>(4) 区分2の2（サービス提供時間が3時間未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 596 単位</li> <li>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 396 単位</li> <li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 297 単位</li> </ul> |
| <p>ロ 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合</p> <p>(1) 区分1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 787 単位</li> </ul>  |

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 529 単位</li> <li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 410 単位</li> </ul> <p>(2) 区分2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が 10 人以下の場合 726 単位</li> <li>(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合 483 単位</li> <li>(三) 利用定員が 21 人以上の場合 374 単位</li> </ul>   |
| <p>ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合</p>   |
| <p>(1) 授業の終了後に行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が5人の場合 1,744 単位</li> <li>(二) 利用定員が6人の場合 1,458 単位</li> <li>(三) 利用定員が7人の場合 1,255 単位</li> <li>(四) 利用定員が8人の場合 1,101 単位</li> <li>(五) 利用定員が9人の場合 982 単位</li> <li>(六) 利用定員が 10 人の場合 887 単位</li> <li>(七) 利用定員が 11 人以上の場合 681 単位</li> </ul> <p>(2) 休業日に行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 利用定員が5人の場合 2,024 単位</li> <li>(二) 利用定員が6人の場合 1,694 単位</li> <li>(三) 利用定員が7人の場合 1,457 単位</li> <li>(四) 利用定員が8人の場合 1,280 単位</li> <li>(五) 利用定員が9人の場合 1,142 単位</li> <li>(六) 利用定員が 10 人の場合 1,032 単位</li> <li>(七) 利用定員が 11 人以上の場合 804 単位</li> </ul> |
| <p>ニ 共生型放課後等デイサービス給付費</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 授業の終了後に行う場合 427 単位</li> <li>(2) 休業日に行う場合 551 単位</li> </ul>  |
| <p>ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費</p>   |
| <p>(1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 授業の終了後に行う場合 530 単位</li> <li>(二) 休業日に行う場合 654 単位</li> </ul> <p>(2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(一) 授業の終了後に行う場合 427 単位</li> <li>(二) 休業日に行う場合 551 単位</li> </ul>  |

| 別表                     |   |  |   |
|------------------------|---|--|---|
| 項目                     | 0点  | 1点   | 2点  |
| コミュニケーション              | 1. 日常生活に支障がない                             | 2. 特定の者であればコミュニケーションできる<br>3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる | 4. 独自の方法でコミュニケーションできる<br>5. コミュニケーションできない |
| 説明の理解                  | 1. 理解できる                                  | 2. 理解できない  | 3. 理解できているか判断できない・                        |
| 大声・奇声を出す               | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 異食行動                   | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 多動・行動停止                | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 不安定な行動                 | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 自らを傷つける行為              | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 他人を傷つける行為              | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 不適切な行為                 | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 突発的な行動                 | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 過食・反すう行動               | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| てんかん                   | 1. 年1回以上                                  | 2. 月に1回以上  | 3. 週1回以上                                  |
| そううつ状態                 | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 反復的行動                  | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 対人面の不安緊張、<br>集団生活への不適切 | 1. 支援が不要<br>2. 希に支援が必要<br>3. 月に1回以上の支援が必要 | 4. 週に1回以上の支援が必要                                    | 5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要                      |
| 読み書き                   | 1. 支援が不要                                  | 2. 部分的な支援が必要                                       | 3. 全面的な支援が必要                              |





**発行：株式会社インフォ・テック**

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

**<http://www.info-tec.ne.jp/>**